

オープンカウンター方式による見積合わせについて

令和7年7月8日
分任支出負担行為担当官
静岡森林管理署長 高柳 威晴

下記の案件について見積合わせを実施しますので、参加希望の者は期限までに見積書を提出してください。

記

- 1 件 名 2号物件 現場用品
※詳細については別紙仕様書のとおり
- 2 納入期限 令和7年8月29日(金)
- 3 納入場所 静岡森林管理署
- 4 見積書等提出の日時・場所 日 時：令和7年7月24日（木）15時00分まで
場 所：静岡森林管理署 総務グループ
※電子調達システムによる見積提出
※郵便による提出も認める
- 5 必要な資格 下記の①もしくは②のいずれかに該当する者
① 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「東海・北陸地域」「物品の販売」の競争参加資格を取得していること
② 関東森林管理局随意契約登録者名簿に登録され、「物品の販売」の資格を有する者
- 6 提出書類 ①見積書（消費税抜きの金額を記載し、内訳が分かるように作成するものとし、必ず日付をご記入ください）
③ 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の写し（5必要な資格①に該当する者）

※電子調達システムを用いて参加する場合は、上記2点を内訳書データとして送信してください。
※郵送の場合は、上記提出書類を合封して封緘し、封筒の表に「○号物件 ○○ 見積書在中」と朱書きで記載のうえ提出してください。
- 7 その他 (1) 見積書の提出前に「オープンカウンター方式の見積依頼に係る留意事項」及び「関東森林管理局随意契約見積心得」を必ず確認ください。
(2) 契約条件については、別紙「契約条件書」のとおりとし、見積書を提出した場合はこれを承諾したものとみなします。
(3) 契約金額は見積金額に消費税10%を足した金額となります。
(4) 契約の締結日は見積採用の日とします。

(担当：総務グループ 経理担当)
(電話：054-254-3401)

仕 様 書

2号物件 現場用品

番号	物品名	規格・品質	例示品	色	数量	単位	備考
			品名・品番				
1	プラスチック杭	70mm(上部幅)×490mm(くい部) ABS樹脂 10本入り	安全興業 KUI-1		140	セット	総本数1,400本
2	ニッケル水素電池	単3形 充電電池 4本入り	パナソニック BK-3HCD/4H エネルーブプロ(ハイエンドモデル)		40	パック	総本数160本
3	イノシシ用箱罟	W1,000×D2,000×H1,000mm 6mmワイヤメッシュ 片開き 組立式	日本一安い罟の店 イノシスカゲッター(片開き)メッシュ箱罟		2	個	
4	山中式土壌硬度計	硬度指数目盛:0~40mm/1目盛:1mm 支持力目盛0~∞kg/cm ² バネ強度8kg	山中式土壌硬度計 普及型		1	台	

※例示品と同等の品質・規格を満たす物品

2. 納入場所

静岡森林管理署 〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町1-120

3. 責任の所在

物品の納品については、製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと

4. その他

詳細な事項及び本仕様に定めのない事項については、担当職員と必要に応じて打ち合わせを行うものとする

契 約 条 件 書 (売 買)

- 1 この契約条項において(分任)支出負担行為担当官を甲とし、見積書提出者(又は見積者)を乙と呼称する。
- 2 乙は契約物品を納入したときは、その旨甲に通知して甲の検査を受け、これに合格したときをもって引渡しを完了したものとする。

甲は納入の通知を受けた日から10日以内に検査を行うものとする。
- 3 検査に不合格のものがあつたときは、納入期限内又は甲の指定した期限内に代品と引換え納入して甲の検査を受ける。この場合は前項の条件を適用する。
- 4 乙は納入期限までに物品を納入することができないときは、すみやかに納入期限の延長を申し出るものとする。
- 5 乙は天災その他不可抗力による場合のほか納入期限までに物品を納入できないときは、遅延日数に応じ、遅延した部分の物品の契約金額に対し、年3.0パーセントの遅滞違約金を甲に支払うものとする。
- 6 乙は物品の引渡しを完了したときは、売買代金の支払を請求することができる。
- 7 甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとし、甲の責に帰する理由により支払期限を経過して支払遅延となつた場合は、遅延日数に応じ、当該未払金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。
- 8 引渡し完了後1年以内に契約物品にかくれた瑕疵があつた場合は、乙は甲の指示に従い、代品と引換え又は補修費を負担するものとする。
- 9 甲は乙がこの契約に関し義務不履行・不正行為があつたと認めたとき、又は乙の都合により解約を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合に乙は、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する違約金を甲に支払うものとする。
- 10 前各項のほか定めのない事項については、必要に応じて甲・乙協議して定めるものとする。
- 11 この契約について紛争を生じたときは、甲・乙協議して定める第三者の調停によって解決するものとする。